

関税分類例規集改正の概要

1. 国際分類例規（第 31 回 H S C の決定）

改正箇所		改正事項
1905.32	ワッフル	最終製品の水分量が 10%を超えるワッフルについては、現行では E ノートの規定からその他のベーカリー製品として 1905.90 号に分類されているが、ワッフルは、水分量にかかわらず 1905.32 号（ワッフル及びウエハー）に分類されることを明記した（同時に E ノートも改正）。
3208.90	一液型ポリウレタン樹脂	ポリウレタンをジメチルホルムアミド等の溶媒に溶解した本品は、ジメチルホルムアミドが揮発性溶媒であると認められることから、32 類注 4 の規定に従い 32.08 項（3208.90 号）に分類されることを明記した。
3814.00	フィッシャー - トップ シュ 合成の副産物として得られた溶媒	エチルアルコール 63～65%とイソプロピルアルコール 35～37%から成る本品は、成分中のイソプロピルアルコールは、含有量が一般的な変性アルコールより高いこと等から、変性アルコールではなく、有機の配合溶剤として 38.14 項（3814.00 号）に分類されることを明記した。
4421.90	長方形の木材パネル	帯状木材の縁と縁を接着した本品は、44.07 項の縦継ぎ（端と端を接着した木材）の類似品ではなく、その他の木製品として 44.21 項（4421.90 号）に分類されることを明記した。
6212.90	腰椎用支持ベルト	写真の追加（本文に変更なし）
6402.99	術後用の履物	
6304.92	綿織物からなるキルティングした枕カバー	表地がキルティングからなる本品は、寝具に類する物品（何かの材料を詰物とし又は内部にいれたもの）（94.04 項）ではなく、その他の室内用品として 63.04 項（6304.92 号）に分類されることを明記した。
7308.30	エレベーター用のドア（各階の壁に取り付けるもの）	エレベーター用のドアで各階の壁に取り付ける本品は、エレベーター本体とは別に輸入されること等を考慮すると、エレベーターに必須のものではないことから、エレベーターの部分品ではなく、構造物用に加工した鉄板製の板として 73.08 項（7308.30 号）に分類されることを明記した。
7326.90	接地棒	炭素鉄鋼から製造された固体棒状電極で電解法により銅が被覆されている本品は、材質により分類し、その他の鉄鋼製品として 73.26 項（7326.90 号）に分類されることを明記した。

8479.10	除雪用の塩及び砂の放散機	除雪用の塩等を貯蔵、粉碎及び噴霧する機能を有する本品は、現行 E ノート 16 部注 3 の「主たる機能」は、噴霧機能ではなく、また、16 部の各項には該当する機能がないことから、機械類(固有の機能を有するものに限る)として、84.79 項に分類されることを明記した (E ノートも同時に改正)。
8507.30 8507.80	特定ブランドの携帯電話用に設計されたニッケル・鉛蓄電池とニッケル・水素蓄電池	特定ブランドの携帯電話用に設計された本品は、携帯電話の部品品 (85.29 項) ではなく、蓄電池として 85.07 (8507.30 号 (ニッケル・鉛蓄電池) 8507.80 号 (ニッケル・水素蓄電池)) 項に分類されることを明記した。
8535.90	ケーブル、設置ワイヤーに溶接される接地棒	銅皮膜した炭素鋼接地棒及び鉄ケーブル又はワイヤーからなる本品は、電気回路用保護機器として 85.35 項 (8535.90 号) に分類されることを明記した。
9401.80	自動車用安全シート	自動車用安全シートで、飛行機や船でも使用可能であるものは、自動車に使用する種類の腰掛け (9401.20 号) ではなく、その他の腰掛けとして 9401.80 号に分類されることを明記した (E ノートも同時に改正)。
9403.70	ベビーウォーカー	玩具、テーブル、シート等からなる本品は、重要な特性がシート (腰掛け) (94.01 項) にあるのではないことから、その他の家具として 94.03 項 (9403.70 号) に分類されることを明記した。
9506.70	ローラーシューズ	靴の底に付けたローラーを引き出すことでローラーズケートとしても使用できる本品は、64 類注 1 (f) を適用してローラーズケートとして 95.06 項 (9506.70 号) に分類されることを明記した。